

意見書第4号

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求め、日本政府に対して和平実現に向け働きかけることを求める意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和6年6月20日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会総務常任委員会
委員長 山 内 政 徳

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求め、日本政府に対して和平実現に向け働きかけることを求める意見書

今回のパレスチナ自治区ガザ地区攻撃の直接的な契機は、国際法に違反したイスラム組織ハマスによる無差別攻撃と人質拘束にある。しかし、イスラエルが「自衛権」の名の下に圧倒的な軍事力で特にガザ地区に行っている空爆や地上戦により、今も民間人を中心に多くの命が奪われている。人口の8割を超える約170万人が避難を余儀なくされるなど深刻な状態が続いている。しかし、いかなる理由があろうとも一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化されるものではない。この間、一時的な停戦は実現したが、いまだ恒久的な停戦には至っていない。

よって読谷村議会は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」日本国憲法前文に照らし、日本政府が国際世界と連携し、イスラエルとイスラム組織ハマスの双方に呼びかけ、和平実現に向け積極的に外交努力を尽くすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長